

臨時会提出予定案件資料

予定議案	ページ
1 令和5年第1回市議会臨時会提出予定議案 -----	1
予算関係	
2 令和5（2023）年度各会計補正予算総括表 -----	2
3 令和5（2023）年度一般会計補正予算の内訳 -----	3
4 令和5（2023）年度一般会計補正予算の内容 -----	3
条例関係	
5 函館市税条例の一部改正の骨子 -----	4～5
6 函館市国民健康保険条例の一部改正の骨子 -----	6～7
7 函館市介護保険条例の一部改正の骨子 -----	8～9
議案関係	
8 専決処分の報告について（函館市税条例の一部改正） -----	10～16
9 専決処分の報告について（函館市認定半島産業振興促進計画区域 における固定資産税の課税の特例に関する条例の廃止） -----	17
報告関係	
10 専決処分の報告について（訴えの提起について） -----	18

1 令和5年第1回市議会臨時会提出予定議案

(議案)

- | | | |
|---|--|----------|
| 1 | 令和5(2023)年度函館市一般会計補正予算 | 【子ども未来部】 |
| 2 | 函館市税条例の一部改正について | 【財務部】 |
| 3 | 函館市国民健康保険条例の一部改正について | 【市民部】 |
| 4 | 函館市介護保険条例の一部改正について | 【保健福祉部】 |
| 5 | 副市長の選任の同意について | 【総務部】 |
| 6 | 同 件 | 【総務部】 |
| 7 | 監査委員の選任の同意について | 【総務部】 |
| 8 | 専決処分の報告について(函館市税条例の一部改正について) | 【財務部】 |
| 9 | 同 件(函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の廃止について) | 【財務部】 |

(報告)

- | | | |
|---|------------------------|----------|
| 1 | 専決処分の報告について(訴えの提起について) | 【子ども未来部】 |
|---|------------------------|----------|

2 令和5(2023)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分			補正前	補正額	補正後	
一 一般会計			140,822,406	375,000	141,197,406	
特別会計	港湾事業		2,671,000		2,671,000	
	国民健康保険事業		27,707,518		27,707,518	
	自転車競走事業		31,158,827		31,158,827	
	奨学資金		20,275		20,275	
	地方卸売市場事業		481,000		481,000	
	介護保険事業		32,301,436		32,301,436	
	発電事業		4,500		4,500	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		129,171		129,171	
	後期高齢者医療事業		4,690,105		4,690,105	
	小計		99,163,832		99,163,832	
企業会計	水道事業	収入	6,695,728		6,695,728	
		支出	8,207,645		8,207,645	
	公共下水道事業	収入	11,361,314		11,361,314	
		支出	12,843,966		12,843,966	
	交通事業	収入	1,890,469		1,890,469	
	支出	2,302,830		2,302,830		
病院事業	収入	25,847,879		25,847,879		
	支出	26,147,532		26,147,532		
小計		収入	45,795,390		45,795,390	
		支出	49,501,973		49,501,973	
合計			収入	285,781,628	375,000	286,156,628
			支出	289,488,211	375,000	289,863,211

3 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内訳

【一般会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
民生費	54,209,778	375,000	54,584,778	・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業関係経費 375,000
その他	86,612,628		86,612,628	
歳出合計	140,822,406	375,000	141,197,406	
財源				
国庫支出金	31,272,424	375,000	31,647,424	・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 375,000
その他	109,549,982		109,549,982	
歳入合計	140,822,406	375,000	141,197,406	

4 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[民生費・子ども未来総務費] 【子ども未来部】 1 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業関係経費 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、 児童一人あたり5万円を支給 既決予算額 0 → 375,000	375,000	375,000 (国)10/10	
・対象者：平成17年4月2日(一定の障害のある児童は平成15年4月2日)から、 令和6年2月29日までに出生した児童を養育する者であって、次のいずれかに該当する者 ①令和5年3月分児童扶養手当受給者 ②令和4年度に国制度の給付金(5万円)の給付を受けた次のいずれかの世帯 ・児童手当を受給する住民税均等割非課税世帯 ・高校生のみを養育する住民税均等割非課税世帯 ・家計が急変し、収入が減少した世帯 ③家計が急変し、収入が減少した世帯(令和5年度住民税均等割非課税世帯のほか 児童扶養手当受給者や非課税世帯と同様の事情にあると認められる者) ・申請受付：①②申請不要(令和5年5月下旬事前通知書送付予定) ③令和5年6月以降申請受付予定 ・支給時期：①②令和5年6月上旬以降支給予定 ③申請受付後、順次支給予定			
合計	375,000	375,000	

5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法施行規則の一部改正に伴い、一定の三輪以上の特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率を改定するため。

2 改正内容

・軽自動車税（第65条）

特定小型原動機付自転車の税率を2,000円とする規定の整備

（一定の三輪以上の特定小型原動機付自転車を第65条第1号エ

（税率3,700円）から除外することで、第65条第1号ア（税率

2,000円）に該当）

3 施行期日 令和5年7月1日

函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(種別割の税率)</p> <p>第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>および側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるものまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものおよび道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるものまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

6 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等について、令和5年4月1日から同年12月31日までの間に普通徴収に係る納期限が存する令和4年度分の保険料に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため。

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

3 施行期日

公布の日から施行する。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第7条 <u>当分の間、</u>新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により第24条第1項第1号に掲げる者に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、<u>保険料(令和3年度分および令和4年度分の保険料であつて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付(法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)の支払の日)が存するもの(市長が別に定める保険料を除く。)に限る。)</u>の減免を受けようとする場合における第24条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第7条 <u>新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により第24条第1項第1号に掲げる者に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、令和4年度分の保険料(令和5年4月1日から同年12月31日までの間に普通徴収に係る納期限が存するもの(市長が別に定める保険料を除く。))に限る。)</u>の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>

7 函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等について、令和5年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収に係る納期限が存する令和4年度分の保険料に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため。

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

3 施行期日

公布の日から施行する。

函館市介護保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第3条の2 <u>当分の間</u>、<u>新型コロナウイルス感染症</u>（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により第12条第1項第2号、第3号または第5号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、<u>保険料（令和3年度分および令和4年度分の保険料であつて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するもの（市長が別に定める保険料を除く。）に限る。）</u>の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第3条の2 <u>新型コロナウイルス感染症</u>（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により第12条第1項第2号、第3号または第5号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、<u>令和4年度分の保険料（令和5年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収に係る納期限が存するもの（市長が別に定める保険料を除く。）に限る。）</u>の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>

8 専決処分の報告について

(函館市税条例の一部を改正する条例の骨子)

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定ならびに軽自動車税の種別割および環境性能割の税率の特例等に関する規定を整備し、ならびに規定を整備するため。

2 改正内容

(1) 固定資産税（附則第 8 条の 4）

大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定を整備する。

(2) 軽自動車税（附則第 14 条の 2）

種別割の税率を軽減する特例（グリーン化特例（軽課））の適用期限を延長する。

- ・ 75%軽減および50%軽減する措置については 3 年延長
- ・ 25%軽減する措置については 2 年延長

(3) 規定の整備（附則第 8 条の 2 の 3，附則第 8 条の 3，附則第 8 条の 4，附則第 14 条の 2 の 2，附則第 14 条の 2 の 3，附則第 14 条の 7）

3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

函館市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第8条の2の3 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条または第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条の4第1項中「または第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5までまたは附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条もしくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則<u>第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則<u>第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則<u>第15条第23項第3号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6 法附則<u>第15条第24項第1号</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則<u>第15条第24項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則<u>第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則<u>第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則<u>第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則<u>第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則<u>第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 法附則<u>第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>14 法附則<u>第15条第26項第2号ハ</u>に規定する</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第8条の2の3 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>または第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条の4第1項中「または第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>または</u>附則第15条から第15条の3の2まで<u>もしくは第63条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則<u>第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則<u>第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則<u>第15条第22項第3号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6 法附則<u>第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則<u>第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則<u>第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則<u>第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則<u>第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則<u>第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則<u>第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 法附則<u>第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>14 法附則<u>第15条第25項第2号ハ</u>に規定する</p>

設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 15 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 19 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 (略)
- 22 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

- 第8条の4 (略)
2～6 (略)

(新設)

- 7 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係

設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 18 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 19 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 20 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 21 (略)
- (削る)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

- 第8条の4 (略)
2～6 (略)

- 7 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

- 8 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係

る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 地方税法施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

8 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
a	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
b	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円

る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 地方税法施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

9 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
a	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
b	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円

b	5,000円	1,300円
---	--------	--------

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
a	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円
b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
a	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円
b	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗

b	5,000円	1,300円
---	--------	--------

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

用のものを除く。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項に

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項に

において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の2の3 法第451条第1項第1号(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第14条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の7 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第64条の5(第2号に係る部分に限る。)および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(削る)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の7 (略)

2 (略)

(削る)

9 専決処分の報告について

(函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例の骨子)

1 廃止理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、本条例の適用区域が半島振興法に基づく認定産業振興促進計画の区域に該当しなくなるにより廃止するため。

2 廃止の内容

租税特別措置法および半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、本市全域が、函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（以下「条例」という。）が準拠する省令の対象区域に該当しなくなるにより条例を廃止し、条例の廃止後においても、令和 5 年 3 月 31 日以前に廃止前の条例第 2 条に規定する施設等を新設し、または増設した者で、当該施設等に係る事業を営んでいるものの同条に規定する適用資産について、なおその効力を有する旨の経過措置を設ける規定を整備する。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

10 専決処分の報告について（訴えの提起について）

[母子福祉資金等貸付金返還請求事件]

1 専決処分の内容

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、次のとおり訴えの提起を令和5年3月17日地方自治法第180条第1項の規定により専決をしたので報告する。

ア 被告 住所 * * * * *

氏名 * * * * *（債務者）

イ 請求額 110,000円

ウ 申立費用 2,983円

エ 支払督促申立日 令和5年2月6日（※）

オ 督促異議の申立日 令和5年3月5日

カ 訴えの提起の専決処分の日 令和5年3月17日

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。

2 管轄裁判所

函館簡易裁判所

3 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年第1回市議会臨時会に専決処分をした旨の報告をする。